

弟子屈町ふるさとづくり人材育成条例

平成4年3月24日
弟子屈町条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、国際化、情報化時代に対応した町づくりに資するために、各分野に広い視野に立った人材の育成を図り町民の資質の向上と町の活性化並びに発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 この条例で定める事業は次のとおりとし、予算の範囲内においてこれに補助金の交付を行うものとする。

- (1) 人材育成を目的とした国内研修
- (2) 人材育成を目的とした国外研修
- (3) 人材育成を目的とした各種産業などに必要な技術等を習得する研修並びに青年婦人職域及び各種団体などの研修
- (4) その他人材育成に資する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 国内研修は一人当たり必要経費の5分の4とし、15万円を限度とする。
- (2) 国外研修は一人当たり必要経費の5分の4とし、60万円を限度とする。
- (3) 関係機関団体が主催する制度事業で、関係機関団体から補助を受け自己負担金のみを必要とする国内研修及び国外研修は一人当たり自己負担金の2分の1とし、国内研修は5万円及び国外研修は15万円を限度とする。

(対象者等)

第4条 補助金交付対象者は、次の要件を備えた者でなければならない。

- (1) 弟子屈町に1年以上居住している者で今後も引き続き居住する意思のある者
- (2) 将来にわたり地域社会や地域産業並びにまちづくりに貢献する意思のある者
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書に関係書類を添え町長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 町長は前条により補助金交付申請があった場合は、補助金交付の適否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。

(決定内容の変更等)

第7条 補助金交付決定を受けた者は、その事業に変更等が生じた場合は、速やかにその理由を付して町長に提出しなければならない。

(事業の報告)

第8条 補助金を受けた者は、事業完了後速やかに事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、事業実績報告書の受理後交付するものとする。

(概算払)

第10条 町長は必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助金を受けた者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(補助の取消等)

第12条 町長は申請者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定め返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (2) 不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。